

特別初診料及び特別再診料の額の改定について

飯田市立病院

1 特別初診料及び特別再診料の定義

- ◎ 健康保険法第63条第2項第5号の規定により厚生労働大臣が定める被保険者の選定に係る療養（選定療養）のうち、初診に係るものを特別初診料、再診に係るものを特別再診料という。
 - 特別初診料は、紹介状なしで当院の初診の診療を受けた場合に対象となる。
 - 他の診療科からの院内紹介、特定検診等での精密検査指示、外来から継続しての入院、被災者、労働災害、交通事故、救急搬送患者などは対象外
 - 特別再診料は、他の医療機関に紹介する旨の申出を行ったにもかかわらず、当院の診療を受けた場合に対象となる。
 - 外来から継続しての入院、被災者、労働災害、交通事故、救急搬送患者などは対象外

2 改定の趣旨

当院はこれまで当地域唯一の地域医療支援病院として、急性期疾患治療の必要な患者さんへの早期対応と、「かかりつけ医」との連携によるきめ細かな対応のため、患者さんの紹介と逆紹介について、国の方針に沿って推進を行ってきた。

今般、病院と診療所の機能分担を更に推進するため、国の制度改革が行われ、初診及び再診に係る選定療養費の下限額が引き上げられた。

当院としても、国の方針に沿い、患者さんの紹介、逆紹介を更に推進するために必要な手段の一つとして、特別初診料及び特別再診料の額を改定する。

3 飯田市立病院の機能・役割



4 改定の内容

(1) 改定の予定額

- ① 特別初診料 7,700円（現行5,500円）
- ② 特別再診料 3,300円（現行2,750円）
- ※ R3年度実績 特別初診料786件、特別再診料0件
- 改定の根拠

令和4年度診療報酬改定により、当院が徴収すべき金額の下限が次のように引き上げられた。

- 初診：医科 7,000円、歯科 5,000円
- 再診：医科 3,000円、歯科 1,900円

※ 当院の歯科は、救急患者又は紹介患者以外の診療を想定していないため、医科と歯科の金額を同額として運用している。

(2) 国が新たに導入した保険給付からの控除制度

特別初診料又は特別再診料を負担いただいた患者の保険給付から次の点数を差し引く事となった。

- ① 初診時 医科、歯科ともに200点
- ② 再診時 医科50点、歯科40点 ※ 1点=10円